

第70回 定時株主総会 招集ご通知

日本ハム株式会社

証券コード 2282

開催情報

- 日 時：平成27年6月25日(木曜日)午前10時
(受付開始予定時刻：午前9時)
- 場 所：大阪市北区梅田二丁目4番9号
ブリーゼタワー 7階 サンケイホールブリーゼ

議決権行使期限

平成27年6月24日(水曜日)午後5時

目 次

▶ 第70回定時株主総会招集ご通知	2
▶ 株主総会参考書類	3
第1号議案 定款一部変更の件	3
第2号議案 取締役10名選任の件	4
第3号議案 監査役4名選任の件	10
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	13
第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続導入の件	14
(添付書類)	
▶ 事業報告	28
▶ 連結計算書類等	52

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月1日付にて社長を拝命いたしました末澤壽一でございます。
ここに、当社第70回定時株主総会招集ご通知をお届け申し上げます。
当社グループは、「人輝く、食の未来」の実現に向けて、様々な施策の下、企業価値向上を目指しております。「新中期経営計画パート4」（平成24年4月1日～平成27年3月31日）は、株主の皆様のご支援によりまして目標を達成することができました。重ねて御礼申し上げます。

本年度より「新中期経営計画パート5」（平成27年4月1日～平成30年3月31日）が始まっておりますが、グループ丸となって目標達成に向けて、邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年6月

代表取締役社長

末澤 壽一



議決権行使方法についてのご案内

議決権（当社の経営に参加できる権利）をご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。

以下の2つの方法をご参照のうえ、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

■ 株主総会にご出席いただける方

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
（ご捺印は不要です）

■ 株主総会にご出席いただけない方

郵送で事前に議決権をご行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記入のうえ切手を貼らずにご投函ください。（平成27年6月24日（水）午後5時到着分まで有効です。ご捺印は不要です。）

第70回定時株主総会



議決権行使書



インターネット上の ウェブサイトでの開示について

当社は、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

日本ハム株主総会

検索

<http://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>

株 主 各 位

大阪市北区梅田二丁目4番9号
日 本 ハ ム 株 式 会 社
代表取締役社長 末 澤 壽 一

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時）
2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目4番9号
ブリーゼタワー 7階 サンケイホールブリーゼ

3. 目的事項
報告事項
1. 第70期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第70期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続導入の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nipponham.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規定の根拠条文の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第29条 ② 当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	(監査役の選任) 第29条 ② 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、平成26年12月25日に篠原孝彦氏が逝去により取締役を退任しております。つきましては、改めて取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。そのうち社外取締役候補者につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。また、当社は、9頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外取締役候補者が当社からの独立性を有していると判断しております。

候補者 番号		すえ ざわ じゅ いち 末 澤 壽 一	再 任	◆生年月日 ◆所有する当社株式の数	昭和29年3月20日生 10,000株
1					
◆略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況					
昭和51年4月 当社入社		平成23年4月 当社執行役員食肉事業本部海外食肉事業部長、海外食肉事業部事業管理室長、アジア・欧州事業統括			
平成9年4月 日本フード関東北陸(株)へ出向、同社事業部長					
平成9年5月 同社取締役		平成24年4月 当社常務執行役員食肉事業本部長			
平成11年5月 同社代表取締役常務		平成24年6月 当社取締役(常務執行役員)食肉事業本部長			
平成14年4月 日本フード(株)代表取締役		平成26年4月 当社取締役(専務執行役員)食肉事業本部長			
平成15年6月 (株)宝幸代表取締役専務		平成27年4月 当社代表取締役社長(社長執行役員)(現任)			
平成16年6月 同社代表取締役社長					

候補者 番号		はた よし ひで 畑 佳 秀	再 任	◆生年月日 ◆所有する当社株式の数	昭和33年5月20日生 14,000株
2					
◆略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況					
昭和56年4月 当社入社		平成23年6月 当社取締役(執行役員)経理財務部長、情報企画部担当			
平成15年3月 当社経理部次長		平成24年4月 当社取締役(常務執行役員)グループ経営本部長、経理財務部・IT戦略部担当			
平成19年3月 当社経営企画本部経理部副部長		平成27年4月 当社代表取締役副社長(副社長執行役員)コーポレート本部長(現任)			
平成20年4月 当社経理財務部長					
平成21年4月 当社執行役員経理財務部長					
平成23年4月 当社執行役員経理財務部長、情報企画部担当					

候補者
番号

3



かわ むら こう じ
川 村 浩 二

再 任

◆生年月日

昭和36年1月17日生

◆所有する当社株式の数

10,000株

◆略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年4月 当社入社
平成16年3月 当社経営企画部次長
平成16年4月 当社経営企画本部経営企画部次長
平成19年4月 当社経営企画本部経営企画部長
平成20年4月 当社グループ経営本部経営企画部長

平成21年4月 当社執行役員グループ経営本部経営企画部長
平成22年4月 当社執行役員関連企業本部長
平成22年6月 当社取締役(執行役員)関連企業本部長
平成27年4月 当社代表取締役(専務執行役員)加工事業本部長(現任)

候補者
番号

4



おお こそ ひろ じ
大 社 啓 二

再 任

◆生年月日

昭和31年1月7日生

◆所有する当社株式の数

1,071,259株

◆略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月 当社入社
平成2年3月 当社営業企画部次長
平成2年6月 当社取締役営業企画部長、市場開発室長
平成3年3月 当社取締役営業企画部長
平成4年6月 当社常務取締役営業企画部長
平成6年6月 当社専務取締役営業企画部長
平成6年7月 当社専務取締役マーケティング本部長
平成7年6月 当社専務取締役マーケティング本部長、近畿圏事業部長
平成8年6月 当社代表取締役社長
平成14年8月 当社専務取締役東京支社長
平成15年4月 当社取締役(常務執行役員)関連企業本部長、東京支社長
平成15年8月 ㈱北海道日本ハムファイターズ代表取締役
平成17年4月 当社取締役(常務執行役員)関連企業本部長
平成17年12月 当社取締役(常務執行役員)関連企業本部長、事業統轄部長

平成18年4月 当社取締役(常務執行役員)関連企業本部長
平成19年4月 当社取締役(専務執行役員)関連企業本部長
平成20年4月 当社取締役(専務執行役員)品質保証部・お客様コミュニケーション部・中央研究所担当
平成21年4月 当社取締役(専務執行役員)品質保証部・お客様コミュニケーション部・中央研究所担当、東京支社長
平成23年4月 当社取締役(専務執行役員)品質保証部・お客様コミュニケーション部・監査部担当、東京支社長
平成26年4月 当社取締役(専務執行役員)品質保証部・お客様コミュニケーション部担当、東京支社長
平成27年4月 当社取締役(専務執行役員)品質保証部・お客様サービス部担当、東京支社長(現任)

候補者
番号

5

かた やま とし こ
片 山 登志子

再 任

社外取締役候補者

独立役員

- ◆生年月日 昭和28年6月3日生
- ◆所有する当社株式の数 一 株
- ◆取締役在任年数（本総会終結時） 7年
- ◆取締役会出席回数 19回／19回

◆略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 8月 大阪家庭裁判所裁判所事務官任官
 昭和55年 4月 大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官任官
 昭和63年 4月 大阪弁護士会登録
 平成 5年 4月 片山登志子法律事務所開設
 平成17年 7月 片山・黒木・平泉法律事務所（現：片山・平泉法律事務所）開設、現在に至る。
 平成20年 6月 当社取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

片山・平泉法律事務所弁護士
 適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西
 副理事長
 一般財団法人 住友生命福祉文化財団監事
 国立研究開発法人国立循環器病研究センター監事

◆選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

弁護士としての専門的見地、とりわけ消費者問題に関する豊富な経験・知見等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。また、報酬検討委員会の委員長、役員指名検討委員会の委員及びコンプライアンス委員会の委員として、これらの委員会に出席し、積極的に意見を述べていただいております。

候補者
番号

6

たか いわお
高 巖

再 任

社外取締役候補者

独立役員

- ◆生年月日 昭和31年3月10日生
- ◆所有する当社株式の数 一 株
- ◆取締役在任年数（本総会終結時） 5年
- ◆取締役会出席回数 19回／19回

◆略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 3年 9月 ペンシルベニア大学ウォートン・スクール
 フィッシャー・スミス客員研究員
 平成 6年 4月 麗澤大学国際経済学部専任講師
 平成13年 4月 同大学国際経済学部（現：経済学部）教授（現任）
 平成14年 4月 同大学大学院国際経済研究科（現：経済研究科）教授（現任）
 平成17年 6月 三井住友海上火災保険㈱社外取締役
 平成19年 4月 京都大学経営管理大学院客員教授
 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス㈱
 社外取締役

平成21年 4月 麗澤大学経済学部学部長
 平成22年 6月 当社取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

麗澤大学経済学部教授
 麗澤大学大学院経済研究科教授
 三菱地所㈱社外監査役（平成27年6月26日就任予定）

◆選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

企業倫理及びCSRに関する研究を長年続けていること並びに国際経済に関する幅広い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。また、役員指名検討委員会の委員長、報酬検討委員会の委員及び企業価値評価委員会の委員として、これらの委員会に出席し、積極的に意見を述べていただいております。

候補者
番号

7



いの うえ かつ み
井 上 勝 美

新任

◆生年月日 昭和31年1月16日生
◆所有する当社株式の数 4,110株

◆略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 4 月	当社入社	平成18年 4 月	当社執行役員食肉事業本部豪州製造統括、 Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd.
昭和60年 1 月	Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. (現：NH Foods Australia Pty. Ltd.)へ出向		Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役副社長
平成15年 4 月	当社執行役員Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd.取締役副社長 製造統括	平成19年 4 月	当社執行役員食肉事業本部豪州事業統括、 Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役社長
平成16年 6 月	当社執行役員Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役副社長 製造統 括、M.Q.F.Pty.Ltd.取締役社長	平成24年 4 月	当社執行役員食肉事業本部 特命担当
平成16年10月	当社執行役員Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役副社長、 M.Q.F.Pty.Ltd.取締役社長	平成25年 4 月	当社執行役員食肉事業本部 輸入食肉事業部 長
		平成27年 2 月	当社執行役員食肉事業本部 輸入食肉事業部 長、チルドビーフ部長、フローズンビーフ 部長
		平成27年 4 月	当社専務執行役員 食肉事業本部長 (現任)

候補者
番号

8



しの はら かず のり
篠 原 三 典

新任

◆生年月日 昭和29年9月25日生
◆所有する当社株式の数 7,000株

◆略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4 月	当社入社	平成19年 7 月	当社経営企画本部企業戦略室次長
平成13年 3 月	当社加工食品事業部業務改革室長	平成20年 4 月	当社グループ経営本部企業戦略室長
平成15年 4 月	当社経営企画部次長	平成22年 4 月	当社執行役員グループ経営本部経営企画部長
平成16年 3 月	当社経営企画部副部長	平成24年 4 月	当社執行役員食肉事業本部管理統括部長
平成16年 4 月	当社経営企画本部経営企画部副部長	平成26年 4 月	当社執行役員食肉事業本部管理統括部長、 事業企画室長
平成17年 4 月	当社国際部中国事業推進室長	平成27年 4 月	当社執行役員関連企業本部長 (現任)
平成18年 4 月	当社国際部上海事業所長		
平成19年 4 月	当社海外戦略部上海事業所長		

候補者 番号		きとうてつひろ 木 藤 哲 大	◆生年月日 ◆所有する当社株式の数	昭和35年2月9日生 7,000株
9		新 任		
◆略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				
昭和57年4月	当社入社	平成23年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長	
平成14年3月	当社食肉事業本部輸入プロイラー部次長	平成25年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部量販事業部長	
平成14年9月	当社食肉事業本部輸入プロイラー部長	平成27年4月	当社執行役員加工事業本部営業本部長(現任)	
平成19年3月	当社食肉事業本部輸入食肉事業部長			
平成21年4月	当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部長			

候補者 番号		たかまつ 高 松	◆生年月日 ◆所有する当社株式の数	昭和32年6月16日生 4,000株
10		新 任		
◆略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				
昭和56年4月	当社入社	平成26年4月	当社執行役員グループ経営本部経営企画部長、中央研究所担当	
平成17年4月	当社加工事業本部マーケティング室次長	平成27年4月	当社執行役員コーポレート本部経営企画部長、CSR推進部・IT戦略部担当、中央研究所担当(現任)	
平成19年4月	当社加工事業本部管理統括部流通開発室長			
平成20年4月	当社グループ経営本部企業戦略室次長			
平成20年10月	当社グループ経営本部企業戦略室長			
平成24年4月	当社執行役員総務部長、人事部・法務部担当			
平成25年4月	当社執行役員総務部・人事部・法務部・エンジニアリング部担当			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である片山登志子氏及び高 巖氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」 制定について

当社は、当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性に関する基準を明確にすることを目的として、取締役会の諮問機関である役員指名検討委員会の検討結果を踏まえ、平成25年5月13日開催の取締役会の決議により「社外役員の独立性に関する基準」を制定いたしました。その内容は次のとおりであります。

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下「日本ハムグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他重要な使用人^{（注1）}（以下「取締役等」という。）となったことがないこと。
2. 日本ハムグループの取締役等の三親等以内の親族でないこと。
3. 当社の大株主^{（注2）} 又はその取締役等、もしくは日本ハムグループが大株主となっている者の取締役等でないこと。
4. 日本ハムグループの主要な取引先企業^{（注3）} の取締役等でないこと。
5. 日本ハムグループから当事業年度において1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
6. 日本ハムグループから取締役・監査役報酬以外に、当事業年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
7. 本人が取締役等として所属する企業と日本ハムグループとの間で、「社外役員の相互就任関係」^{（注4）} にないこと。

注1. 「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。

注2. 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

注3. 「主要な取引先企業」とは、日本ハムグループとの取引において、支払額又は受取額が、日本ハムグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。

注4. 「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの取締役等が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役西尾勝利氏、本井文夫氏及び大塚 明氏は、本総会終結の時をもって任期満了し、監査役森本民雄氏は本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。そのうち社外監査役候補者につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。また、当社は、9頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外監査役候補者が当社からの独立性を有していると判断しております。

候補者番号 1		おおつか 大塚 再任 社外監査役候補者 独立役員	あきら 明
		◆生年月日	昭和24年4月1日生
		◆所有する当社株式の数	一株
		◆監査役在任年数（本総会終結時）	4年
		◆取締役会出席回数	19回／19回
		◆監査役会出席回数	15回／15回
◆略歴、地位及び重要な兼職の状況			
昭和48年4月 神戸弁護士会（現：兵庫県弁護士会）登録		平成23年3月 ㈱ノーリツ補欠監査役（現任）	
昭和52年5月 神戸法律事務所開設		平成23年6月 当社監査役（現任）	
昭和52年6月 海事補佐人登録		（重要な兼職の状況）	
昭和63年7月 日本海運集会所海事仲裁委員（現任）		神戸居留地法律事務所弁護士	
平成6年4月 神戸地方簡易裁判所民事調停委員		海事補佐人	
平成13年4月 兵庫県弁護士会会長		日本海運集会所海事仲裁委員	
平成15年10月 神戸市教育委員（現任）		神戸市教育委員	
平成16年4月 日本弁護士連合会副会長		神戸港埠頭㈱社外監査役（平成27年6月29日退任予定）	
平成17年4月 神戸学院大学法科大学院客員教授		㈱ノーリツ補欠監査役	
平成20年4月 神戸居留地法律事務所開設、現在に至る。			
神戸学院大学法科大学院教授			
◆選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由			
弁護士としての専門的見地・経験等を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。			

候補者番号 2		にしはらこう 西原耕一 新任	いち 一
		◆生年月日	昭和31年9月28日生
		◆所有する当社株式の数	5,000株
◆略歴、地位及び重要な兼職の状況			
昭和50年4月 当社入社		平成20年4月 当社グループ経営本部広報IR部長	
平成14年3月 当社広報室室長代行		平成21年3月 当社総務部長	
平成15年3月 当社広報室長		平成24年4月 当社執行役員コンプライアンス部長、社会・環境室担当	
平成15年4月 当社管理本部広報室長		平成27年3月 当社顧問（現任）	
平成15年8月 当社管理本部広報部長			

候補者
番号

3



しば あき ひこ
芝 昭 彦

新 任

社外監査役候補者

独立役員

- ◆生年月日
- ◆所有する当社株式の数

昭和42年3月30日生
— 株

◆略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成3年4月 警察庁入庁
平成5年1月 警察大学校助教授
平成8年7月 神奈川県警察本部警備部外事課長
平成10年7月 警察庁警備局外事課課長補佐
平成16年10月 第二東京弁護士会弁護士登録、国広総合法律事務所入所
平成22年4月 芝経営法律事務所代表(現任)
平成22年5月 フクダ電子(株)社外監査役(現任)
平成22年6月 (株)ベリサーブ社外取締役(現任)
平成23年6月 当社補欠監査役(現任)、岡本硝子(株)社外監査役(現任)
平成25年6月 空港施設(株)社外監査役(現任)

平成25年12月 (株)みんなのウェディング社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

芝経営法律事務所代表
(株)ベリサーブ社外取締役
(株)みんなのウェディング社外取締役
フクダ電子(株)社外監査役
岡本硝子(株)社外監査役
空港施設(株)社外監査役

◆選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

弁護士としての専門的見地・経験等を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。また、平成23年から当社の企業価値評価委員会の委員として、当社グループのコンプライアンス経営の確立と企業価値向上にご尽力をいただいております。

◆社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の社外取締役又は社外監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において不正な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

芝 昭彦氏が社外取締役を兼職している(株)みんなのウェディングにおいて、平成26年11月、同社代表取締役らが主導した不適切な会計処理が発覚しました。同氏は、当該事実の発生の予防のため、毎月開催される取締役会において決議事項や報告事項等の審議等を通じて、他の取締役らの業務執行が適法・適正に行われているか監視しておりました。なお、当該事実については、関係する会計報告等が取締役会においてなされる以前に、会計監査人の指摘等により発覚しております。当該事実発生後において、同氏は社内調査メンバーの一員として、当該事実に関する社内調査に関わり、事実の究明と再発防止策の提言を行うなどその職責を果たしております。

候補者
番号

4

いわさき
岩崎あつし
淳

新任

社外監査役候補者

独立役員

- ◆生年月日
- ◆所有する当社株式の数

昭和34年1月9日生
一株

◆略歴、地位及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|-----------------------------|---------|------------------|
| 平成2年11月 | センチュリー監査法人(現：新日本有限責任監査法人)入所 | 平成17年9月 | 岩崎公認会計士事務所所長(現任) |
| 平成3年3月 | 公認会計士登録 | 平成25年6月 | 井関農機㈱社外取締役(現任) |
| 平成9年3月 | 不動産鑑定士登録 | | |
| 平成17年8月 | 新日本監査法人(現：新日本有限責任監査法人)退所 | | |

(重要な兼職の状況)
岩崎公認会計士事務所所長
井関農機㈱社外取締役

◆選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断いたしました。なお、岩崎 淳氏が所長を務める岩崎公認会計士事務所と当社との間には、当事業年度において年間290万円の取引関係^(注)がございましたが、取引金額が僅少であったことから、社外監査役及び独立役員としての職務を適切に遂行できると考えております。

(注) 当社は、岩崎公認会計士事務所との取引契約を平成27年3月31日付で解約しており、平成27年4月1日以降、取引関係はありません。

◆社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の社外取締役又は社外監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において不正な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

岩崎 淳氏が社外取締役を兼職している井関農機㈱において、平成25年11月19日に施設工事の入札に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、平成27年3月26日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、取締役会等においてコンプライアンス、内部統制の視点から提言を行ってまいりました。事実判明後は業務全般における規律の徹底や企業倫理の更なる強化を求めるなど再発防止に向け、その職責を果たしております。

(注) 1. 監査役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である大塚 明氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、芝 昭彦氏及び岩崎 淳氏は、本議案において両氏の選任が承認可決された場合に、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、平成23年6月24日開催の第66回定時株主総会において選任されました補欠監査役芝 昭彦氏の選任の効力が失効いたします。監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、候補者からは監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

また、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであり、補欠の社外監査役候補者であります。なお、候補者が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、届け出る予定であります。また、当社は、9頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、候補者が当社からの独立性を有していると判断しております。



おお つか かず まさ
大 塚 和 成

新 任

補欠社外監査役候補者

独立役員

◆生年月日

昭和46年1月18日生

◆所有する当社株式の数

一 株

◆略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成11年 4 月 第二東京弁護士会登録
平成14年10月 東京商工会議所企業行動規範特別委員会
幹事
平成17年 6 月 公益社団法人能楽協会監事(現任)
平成18年 4 月 明治学院大学法科大学院非常勤講師
平成23年 7 月 二重橋法律事務所設立、代表パートナー
(現任)
平成25年 7 月 ㈱CDG社外監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

二重橋法律事務所代表パートナー
㈱CDG社外監査役
公益社団法人能楽協会監事

◆選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

弁護士としての専門的見地・経験等を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、大塚和成氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続導入の件

当社は、平成26年6月26日開催の第69回定時株主総会において株主の皆様からのご承認を受け「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「26年プラン」といいます。）を導入しておりますが、平成27年5月11日に開催された当社取締役会において、その有効期間を1年間から3年間に変更したうえで、26年プランの継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）を、本総会において出席株主の皆様のご賛同をいただくことを発効の条件として継続導入することを決議いたしました。

当社は、平成18年6月に当社株式の大規模買付行為への対応方針を導入以来、その更新、内容の変更について毎年株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただいておりますが、同時にその適切な運用を図るために「企業価値評価委員会^(注1)」を設置し、原則3ヵ月に1回開催してまいりました。同委員会においては、当社から、企業価値評価委員に対し、四半期ごとの業績結果とその要因分析、企業価値向上への継続的な施策・試みを説明するなどして、仮に当社が当社株式に対する買付提案を受けた場合に、当該買付提案が当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損する明白なおそれがないか否かを当社取締役会に迅速かつ適切に勧告いただくための情報提供を行う一方、企業価値評価委員から当社に対し、当社グループの持続的成長及び当社グループの担う社会的責任を果たしていくうえで有益な検討と積極的な提言をいただいております。（26年プランにおける企業価値評価委員会の活動の詳細は27頁をご参照ください。）

当社は、本プランの更新につきましても、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の取組みとして、その是非、その在り方について慎重に検討を重ねてまいりました。当社は、本年4月より、平成27年度から平成29年度までの3ヵ年を対象とする新たな中期経営計画である「新中期経営計画パート5」をスタートさせておりますが、新中期経営計画パート5が対象とするこの3ヵ年を、10年後を見据えた長期レンジの過程の中で当社グループとしてのありたい姿に到達するためのマイルストーンとして、当社グループが新たなステージに向かうための足場固めの3年間と位置づけ、新中期経営計画パート5最終年度において、連結売上高13,000億円、営業利益520億円、売上高営業利益率4.0%、ROE 8.0%以上の達成に、全経営資源を集中させて挑戦してまいります。

かかる目標の実現に向け、新中期経営計画パート5の対象期間である3ヵ年に合せて、有効期間を3年とする本プランの更新を提案させていただくことといたしました。

本プランの内容は、有効期間及び形式的な文言の修正を除き26年プランの内容と実質的に同一であります。本プランの重要性に鑑み、広く株主の皆様のご意思を反映させるため、本プランの継続導入についてご承認をお願いするものであります。

(注1) 当社は、26年プランまでの企業価値評価委員会における「当社と利害関係のない立場で、当社取締役会に対し、当社の企業価値・株主共同の利益向上のための提言をいただく」との位置づけを明確にするため、その名称を「企業価値向上委員会」と改め、より一層の充実を図ってまいります。

1. 提案の理由

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を中長期的に向上させうる源泉は、家畜等の生産飼育、処理・加工、物流、販売までの一貫体制（インテグレーションシステム）による食糧の迅速かつ安定した供給力と国内外で確立した品質保証体制にあると考えております。

これらは、中長期的視点の下で戦略的かつ継続的に行われる投資、長年にわたって培われた当社グループの経験とノウハウ、そして、顧客、取引先及び従業員等、当社グループをとりまく人々との信頼関係を基盤に形成されるものであり、とりわけ、生命を育み、その育んだ生命を食品としてご提供する過程を含む当社グループの事業経営においては、事業展開する各地域における農畜産業との関係など、企業価値の源泉を形成するものへの十分な理解が欠かせないものであり、これらを維持することはもちろんのこと、更なる強化が重要な要素になります。

当社取締役会は、当社株券等^(注2)（以下、「当社株式」といいます。）に対して大規模買付行為^(注3)が行われた場合、大規模買付者^(注4)の提案が当社グループの企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性などについて、当社取締役会が大規模買付者より大規模買付行為に関する十分な情報を確保し、かつ株主の皆様に適時適切に当該情報を提供させていただくことが重要であると考えており、大規模買付行為に関する情報の収集・検討期間の確保及び大規模買付者との交渉や当社取締役会としての代替案提示の機会を確保するとともに、大規模買付行為によって当社グループの企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができないことが客観的かつ合理的に推認される場合には、大規模買付行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的として本プランを継続導入することについて本総会にご提案させていただくものであります。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下同じ。

(注3) 下記2. (1) に定義します。以下同じ。

(注4) 大規模買付行為を行う者をいいます。以下同じ。

2. 本プランの内容

【対応方針の概要】

本プランのスキーム構成要素	左記構成要素の概要
導入・更新	取締役会決議＋株主総会（普通決議）
本プランの対象となる買付行為	大規模買付行為
大規模買付行為に係る買付提案の検討機関	当社から独立した3名以上5名以下の委員で構成する「企業価値向上委員会」
情報提供の回答期限	60日（但し、最長30日延長可能）
検討期間	60日（対価が円貨の現金のみの場合）又は90日（対価が円貨の現金のみ以外の場合）
発動の決定機関	取締役会（但し、企業価値向上委員会が株主の意思を確認するよう勧告する場合、株主総会）

本プランのスキーム構成要素	左記構成要素の概要
対抗措置の内容	一部取得条項付新株予約権の無償割当て
対抗措置の発動要件の概要	①企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすおそれがある場合（いわゆる東京高裁4類型） ②必要情報提供手続に応じないなど予告なく買付を開始する場合 ③強圧的二段階買付 ④買付等の提案の内容が、①から③までの要件と実質的に同程度に企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあることが客観的かつ合理的に推認される場合 （発動要件の詳細については、下記3の[対抗措置発動要件]をご参照ください。）
有効期間	3年（平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで）

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（アドレス <http://www.nipponham.co.jp/ir/index.html>）

当社は、当社株式の大規模買付行為が開始されようとする場合、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあるか否か、及びそれを防止するために対抗措置を発動すべきか否かを検討し、判断しなければなりません。

これらの判断材料を収集するため、当社取締役会は、本プランに定める手続にしたがって、大規模買付者に対して、大規模買付者及び大規模買付提案^(注5)その他の情報の提供を求め、かかる情報の提供を受けた後、当社買収防衛策の適正な運用を確保するために設置した当社と利害関係のない独立した立場の方で構成される企業価値向上委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成・公表し、必要と認めれば、大規模買付者との交渉や株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとしします。

かかる検討の結果、企業価値向上委員会は、当該大規模買付行為について下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件の充足を判断し、当社取締役会への勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を判断するものとしします。なお、企業価値向上委員会から当社取締役会に対して、対抗措置の発動・不発動に関して当社株主の皆様意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は株主総会を招集して対抗措置の発動に関する当社株主の皆様意思を確認させていただいた上で、当該株主総会における決議の内容にしたがって対抗措置の発動又は不発動を決定するものとしします。

(1) 本プランの対象となる大規模買付行為

本プランの対象となる「大規模買付行為」は、大規模買付者を含む特定株主グループ^(注6)（以下、「大規模買付者等」といいます。）の議決権割合^(注7)が20%以上となることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として大規模買付者等の議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為をいいます。

- (注5) 大規模買付行為にかかる買付提案をいいます。以下同じ。
- (注6) 特定株主グループとは、(i) 当社株式の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）及び同法第27条の23第5項に規定する共同保有者（同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融市場において行われているものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項）を意味します。
- (注7) 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが注6の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項をいいます。当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算するものとします。）又は、(ii) 特定株主グループが、注6の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合）の合計をいいます。

(2) 必要情報提供手続

① 買付提案書の提出

大規模買付者より大規模買付行為に先立って当社取締役会に買付提案書を提出していただきます。

② 必要情報提供期間

当社取締役会は大規模買付者から大規模買付提案があった事実については、当社取締役会がその事実を認識した時点で速やかに開示するとともに、買付提案書の提出から10営業日以内に、大規模買付者が追加して提出すべき本プランに定める必要情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して提示し、大規模買付者よりリスト提示後60日以内（最長30日延長できるものとします。）に本必要情報の提供を完了していただきます。なお、当社取締役会が本必要情報の追加の要請をした場合に、大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が要求する本必要情報が全て揃わなくても、本必要情報の提供を完了したと判断し、当社取締役会による検討を開始する場合があります。

③ 取締役会検討期間

当社取締役会は、必要情報提供期間中又はその満了後、企業価値向上委員会の助言・勧告を受けながら、大規模買付者及び大規模買付提案についての検討・分析を行い、当社取締役会の意見を形成・公表し、必要と認めれば、大規模買付者との交渉や株主の皆様に対し代替案の提示を行うものとします。当社取締役会は、本必要情報の提供完了後、当社取締役会による検討を開始したときは、速やかにその旨を開示するものとし、その取締役会検討期間は本必要情報の提供完了後、最長60日間（対価を円貨のみとする公開買付の場合）又は最長90日間（その他の方法による場合）とします。

④ 企業価値向上委員会による勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付提案に対する取締役会による恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するため、企業価値向上委員会を設置します。企業価値向上委員会は、対抗措置の発動・不発動要件に該当する事情の存否の判断等の事項に

ついて、当社取締役会に対し勧告を行い、当社取締役会はその判断の際には企業価値向上委員会による勧告を最大限尊重します。企業価値向上委員会の概要、及び本プランの更新時点において予定される委員の氏名及び略歴については25～26頁に記載のとおりです。

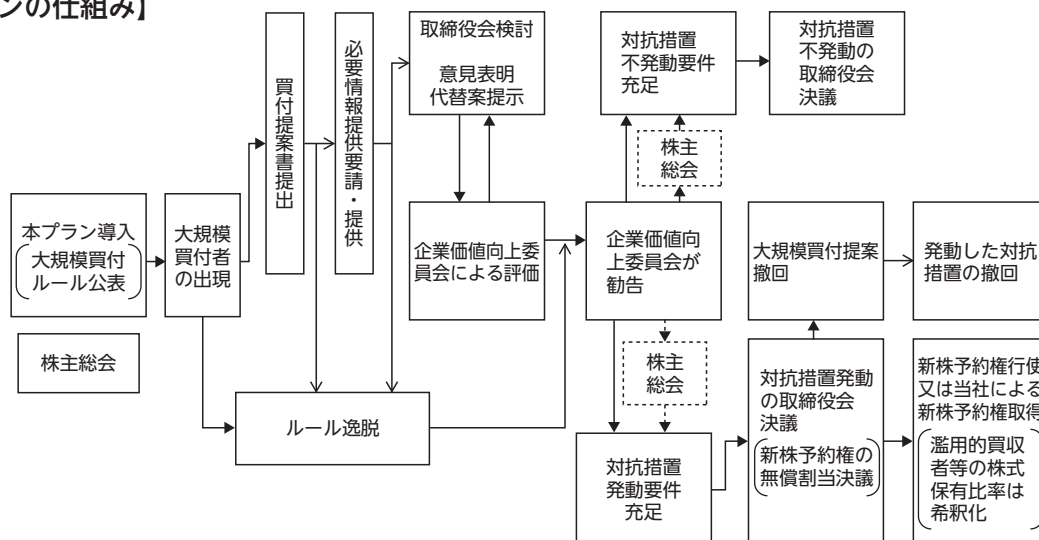
⑤ 取締役会の検討内容の開示

取締役会検討期間中、当社取締役会は、株主の皆様のご判断にあたって必要であると認められる検討内容及び代替案の提示を含む当社取締役会としての意見を適切な時期に開示します。

⑥ 大規模買付者による大規模買付行為の制限期間

大規模買付者は、必要情報提供手続及び取締役会検討手続が完了する取締役会検討期間終了までは当社株式に対する大規模買付行為を開始してはならないものとします。また、企業価値向上委員会から当社取締役会に対して、対抗措置の発動・不発動に関する当社株主の皆様の意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合、大規模買付者は、当該意思確認の手続が完了するまでは当社株式に対する大規模買付行為を開始してはならないものとします。

【本プランの仕組み】



3. 対抗措置の発動・不発動の要件、対抗措置の内容

(1) 対抗措置の発動・不発動の要件

本プランでは、対抗措置の発動・不発動の決定にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、下記の客観的な発動要件・不発動要件を設定しております。

また、本プランでは、企業価値向上委員会が下記に記載の対抗措置発動要件のいずれかに該当するか否かの実質判断について株主の皆様の意思を確認する必要があると判断した場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動・不発動に関し株主総会において株主の皆様の意思を確認すべき旨を勧告するものとしています。かかる勧告が行われた場合、当社取締役会は、法令、当社定款等に従い、遅滞なく株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非についての株主の皆様の意思を確認するものとします（当該株主の皆様の意思確認のための決議は、原則として議決権を行使することができる当社株主の議決権の過半数を有する当社株主が出席し、かつ出席した当該株主の議決権の過半数の承認をもって行われるものとします。）。

なお、当社対抗措置の発動は、大規模買付行為による当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するためには当該対抗措置の発動が不可欠であり、当該時点で対抗措置を発動しないと当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができないおそれがあると認められる例外的な場合に限り行われるものであり、対抗措置発動要件のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはありません。

【対抗措置発動要件】

- ① 大規模買付者が、当社への経営参画の意思を真に有していないにもかかわらず、当社株式の株価を不当につり上げて当社株式を高値で当社関係者（当社関係会社、役員、従業員、取引先等を含みますがこれに限りません。）に取得させる目的で当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認されること。
- ② 大規模買付者が、当社の事業経営上必要な資産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やその関係会社等に移転させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認されること。
- ③ 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する意図をもって当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認されること。
- ④ 大規模買付者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額の株主還元（剰余金配当を含みますがこれに限りません。以下同じ。）をさせるか、あるいは一時的な高額の株主還元等による当社株式の株価上昇に際して、大規模買付者が取得した当社株式を高値で売り抜けることを目的として、当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認されること。
- ⑤ 大規模買付者が必要情報提供手続に応ぜず、当社株主が当社株式を大規模買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報がないなど当社株主が当該買付提案を判断することが困難な場合に、当社に何らの予告もなく大規模買付行為を

開始し、又はその開始が客観的かつ合理的に推認されること。

- ⑥ 大規模買付者が必要情報提供手続に応じるも、大規模買付提案の態様、提案手法その他の事情に鑑みて、当該大規模買付提案が二段階での強圧的な買付提案（当初の買付において当社株式の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利な設定にし、あるいは明確にしないで買付行為を行うこと）であることが、客観的かつ合理的に推認されること。
- ⑦ 上記①ないし⑥のほか、大規模買付提案又は大規模買付行為により、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者を含む当社グループの企業価値・株主共同の利益が上記①ないし⑥の要件の場合と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認されること。

【対抗措置不発動要件】

- ① 当社取締役会が取締役会検討期間中及び取締役会検討期間を経過してもなお大規模買付提案で提示された企業価値評価を上回る企業価値評価を実現することが合理的に見込まれる経営案の提示を含む代替案を当社株主に示すことができず、大規模買付者との間で交渉等も行わなかったことが明らかであること。
- ② 大規模買付提案が当社取締役会の提示する代替案より高い企業価値評価を内容とするものであることが客観的に明らかであり、かつ、当該大規模買付提案により当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあることが明らかでないこと。
- ③ 当社取締役会が取締役会検討期間中に何らの代替案も株主に対して示さなかったこと。
- ④ 上記対抗措置発動要件①ないし⑦の要件に該当する事情が一切存在しないことが明らかであること。

(2) 対抗措置の内容

① 本新株予約権の割当先

本新株予約権は、当社取締役会決議で決定する割当基準日時点での最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式1株につき1個の割合で無償にて割当てられます。本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。

② 本新株予約権の権利行使の期間

本新株予約権の権利行使期間は、当社取締役会において別途定める開始日から30日間とします。但し、下記④の手続により当社が本新株予約権の一部を取得する場合は、当社が取得した本新株予約権については本新株予約権取得日をもって権利行使期間は終了します。

③ 本新株予約権の権利行使の制限（差別的行使条件）

対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者等（以下、「濫用的買収者等」といいます。）は、その保有する本新株予約権を行使することができず、株式の交付は受けられないため、その議決権割合は低下します。

④ 当社による本新株予約権の取得（一部取得条項付新株予約権）

当社は、当社取締役会が定める本新株予約権取得日の到来をもって、濫用的買収者等以外の株主の皆様が保有する本新株予約権を取得することができるものとします。その場合、当社は、本新株予約権取得日をもって、濫用的買収者等以外の株主の皆様が有する本新株予約権のうち、本新株予約権取得日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株（但し、場合によって調整されることがあります。）を交付することができます。

⑤ 対抗措置の撤回（新株予約権の無償割当中止又は全部無償取得）

当社は、対抗措置の撤回として、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者が大規模買付行為又は大規模買付提案を撤回した等の事情により対抗措置を撤回することが適切であると当社取締役会が認める場合には、無償割当効力発生日までに本新株予約権の割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までに、本新株予約権と引換えに当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することができるものとします。

4. 本プランの有効期限、廃止・変更手続

本プランは、本総会において出席株主の皆様の総議決権の過半数のご賛同を得て発効するものとし、有効期限は、平成30年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。但し、本プランの有効期間満了前であっても、本プラン継続導入について本総会において出席株主の皆様の総議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合及び当社の株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、また当社の取締役会及び株主総会において本プランを変更する旨の決議が行われた場合には、株主総会における承認決議をもって本プランは変更されるものとします。

また、本プランの有効期間中、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合、当該廃止又は変更の事実及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行うものとします。

5. 本プランの合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針等に整合していること

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛指

針」といいます。)に定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共同の利益の確保、②事前開示・株主意思の原則、及び、③必要性・相当性の原則の全てを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、本総会において出席株主の皆様の総議決権の過半数のご賛同を得ることにより発効します。また、本プランでは、一定の場合には、企業価値向上委員会の勧告に従い、株主総会において対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思確認を行うこととされています。

加えて、本プランの有効期限は、平成30年6月に開催される当社定時株主総会終結の時まで（但し、それまでに当社取締役会又は株主総会にて本プランを廃止する旨の決議をした場合はその時まで）と設定されており、それ以降も当社定時株主総会にて、本プランの継続又は修正に関して株主の皆様の意思を確認させていただきます。

(4) 独立社外者で構成される企業価値向上委員会の意見を尊重していること

本プランにおいては、実際に当社株式に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立社外者で構成される企業価値向上委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動を判断することとなります。このように、企業価値向上委員会によって当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとなっておりますので、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランが運営される仕組みが確保されています。

(5) 客観的かつ合理的な要件の設定・取締役会による恣意的判断を排除していること

本プランは、合理的かつ客観的な対抗措置発動・不発動要件が設定されているほか、対抗措置は対抗措置発動要件の充足が企業価値向上委員会において判断されない限り発動されないように設定されています。従いまして、本プランでは、当社取締役会による当社株式の大規模買付行為に対する恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決定により廃止することができるものとされております。従いまして、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）など経営陣による買収防衛策の廃止を不能又は困難とする性格を有するライツプランとは全く性質が異なります。

(7) 第三者専門家の意見を取得できること

本プランにおいては、企業価値向上委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。これにより、企業価値向上委員会による判断の公正さ及び客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主の皆様との権利関係には影響はございません。

(2) 対抗措置発動時（本新株予約権の無償割当时）に株主の皆様にご与える影響

本プランに基づく対抗措置として本新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、申込等の手続をすることなく、当該本新株予約権の無償割当効力発生日において、当然に新株予約権者となります。仮に、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合は、当該本新株予約権は消滅します。そのため、ある株主の本新株予約権が消滅した場合、その方が保有する当社株式は、他の株主の皆様による本新株予約権の行使によって希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、上記3. (2) ④に記載する手続により、濫用的買収者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、濫用的買収者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その場合保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、対抗措置の発動に係る手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、本新株予約権無償割当決議がなされた場合、及び本新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が大規模買付行為又は大規模買付提案を撤回した等の事情により、対抗措置の撤回が適切であると当社取締役会が認め

る場合には、上記 3. (2) ⑤に記載する手続により、無償割当効力発生日までに本新株予約権の割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権と引換えに当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。そのような場合には、当社株式の価格が少なからず変動し不測の損害を被ることもございますので、株主の皆様におかれましては十分にご注意ください。

(3) 本新株予約権の無償割当て、行使及び当社による取得に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様が権利行使期間内に権利行使を行う場合には、新株予約権行使請求書等を提出した上、1 個の新株予約権につき 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 株の当社普通株式（但し、場合によって調整されることがあります。）が発行されることとなります。但し、本新株予約権には差別的行使条件を付しておりますので、濫用的買収者等については、本新株予約権の権利行使を行うことはできません。また、外国の法令上、本新株予約権の行使に、所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。）の充足、又はその双方が必要な場合に、本新株予約権の行使ができない場合があります。

② 当社による本新株予約権取得の場合の手続

当社取締役会が本新株予約権の一部を当社普通株式と引換えに取得する場合には、当社取締役会が別途定める本新株予約権取得日をもって、濫用的買収者等以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受領されることとなります。

上記のほか、割当方法及び払込方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時かつ適切に開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

7. 企業価値向上委員会の構成及び委員

① 企業価値向上委員会の構成

企業価値向上委員会は、当社から独立した関係にある社外取締役、社外監査役、有識者（大学教授等を含みます。）、弁護士又は公認会計士等の外部専門家であり、本プランの運用規則に定める一定の基準を満たした方の中から当社が選任した 3 名以上 5 名以下の委員で構成されます。

② 企業価値向上委員会 委員の氏名及び略歴

当社は、平成27年 5 月11日開催の当社取締役会において、上記の選任基準に基づき以下の 4 名の委員を選任いたしました。

氏 名		略 歴
たか 高	い わ お 巖	平成 3 年 9 月 ペンシルベニア大学ウォートン・スクール フィッシャー・スミス客員研究員
		平成 6 年 4 月 麗澤大学国際経済学部専任講師
		平成13年 4 月 同大学国際経済学部(現：経済学部)教授(現任)
		平成14年 4 月 同大学大学院国際経済研究科(現：経済研究科)教授(現任)
		平成17年 6 月 三井住友海上火災保険(株)社外取締役
		平成19年 4 月 京都大学経営管理大学院 客員教授
		平成20年 4 月 三井住友海上グループホールディングス(株)社外取締役
		平成21年 4 月 麗澤大学経済学部学部長
		平成22年 6 月 当社社外取締役(現任)
		平成27年 6 月 三菱地所(株)社外監査役(予定)
●高 巖氏は、本総会において第2号議案で選任をお願いする社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。また、当社は9頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、同氏が当社からの独立性を有していると判断しております。		

氏 名			略 歴
にし 西	やま 山	しげる 茂	昭和62年 3 月 公認会計士登録
			平成12年 4 月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科助教授
			平成15年 4 月 ピジョン(株)社外監査役(現任)
			平成18年 4 月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
			平成20年 4 月 早稲田大学大学院商学研究科 ビジネススクール教授(現任)
			平成24年 6 月 アステラス製薬(株)社外監査役(現任)
●西山 茂氏と当社との間における特別の利害関係はありません。また、当社は株式会社東京証券取引所規定の「独立性基準」及び9頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、同氏が当社からの独立性を有していると判断しております。			

氏 名		略 歴
おおつかかずまさ 大塚和成	平成11年 4 月	第二東京弁護士会登録
	平成14年10月	東京商工会議所企業行動規範特別委員会幹事
	平成17年 6 月	公益社団法人能楽協会監事（現任）
	平成18年 4 月	明治学院大学法科大学院非常勤講師
	平成23年 7 月	二重橋法律事務所設立、代表パートナー（現任）
	平成25年 7 月	(株)CDG社外監査役（現任）
●大塚和成氏は、本総会において第4号議案で選任をお願いする補欠の社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしております。また、当社は9頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、同氏が当社からの独立性を有していると判断しております。		

氏 名			略 歴
もり 森	もと 本	つとむ 勉	昭和60年 4 月 ダイキン工業(株)入社 平成 4 年 4 月 ダイキンヨーロッパ社 (ベルギー駐在) 平成 7 年10月 ダイキンヨーロッパ社英国事務所長 (英国駐在) 平成11年 1 月 ダイキン工業(株) グローバル戦略本部マーケティング部課長 平成11年 4 月 同社秘書室課長 平成14年 7 月 同社秘書室グローバル担当部長 平成23年 6 月 同社秘書室長 平成26年 6 月 同社執行役員秘書室・グッドマン社担当 (現任)
●森本 勉氏と当社との間における特別の利害関係はありません。また、当社とダイキン工業(株)との間に取引関係がありますが、当期の取引金額は1,000万円未満であり、当社は、株式会社東京証券取引所規定の「独立性基準」及び9頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、同氏が当社からの独立性を有していると判断しております。			

【ご参考】

1. 26年プランにおける企業価値評価委員会の活動状況

活動項目/開催日時	委員出欠	議 題
第1回 平成26年8月18日	3名/3名 (100%)	・2015年3月期第1四半期業績説明 ・海外IR報告 ・2014年6月期株主総会の傾向報告 ・買収防衛策・議決権行使状況（当社・他社、他社参考事例紹介）
第2回 平成26年11月26日	3名/3名 (100%)	・2015年3月期第2四半期業績説明 ・決算説明会と質疑応答内容の報告 ・買収防衛策関連説明（株主構成の変動状況、大手議決権行使助言会社の助言方針改定内容の紹介他） ・コーポレートガバナンス・コード策定に関する有識者会議（検討に至る経緯、有識者会議における検討内容の紹介）
第3回 平成27年2月26日	3名/3名 (100%)	・新経営体制の報告 ・2015年3月期第3四半期業績説明 ・買収防衛策関連説明 ・コーポレートガバナンス・コード「基本的な考え方」に関する当社対応の方向性
第4回 平成27年4月27日	2名/3名 (66%)	・IFRS任意適用に関する報告 ・買収防衛策（平成27年4月18日事前案内）の検討
グループ展示会 平成27年1月14日～16日	2名/3名 (66%)	・当社グループの取組みを紹介（グループの事業領域の広がり、品質保証体制、提案力、開発力、社会貢献活動など）
グループ幹部会 平成27年3月27日	2名/3名 (66%)	・グループ経営幹部が一堂に会する。 ・新中期経営計画パート5、目指すべき方向性の共有（ROE経営、資本コストへの意識醸成、コーポレートガバナンス・コード策定に伴い市場が当社に求めること） ・事業部門ごとの71期方針・課題・活動予定を共有

企業価値評価委員会では、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社の買収防衛策のあり方や当社グループの企業価値向上について、有益な検討や提言をいただいております。26年プランに基づき開催された企業価値評価委員会におきましても、各委員から、コーポレートガバナンス体制、事業戦略、ブランド戦略、財務・資本戦略、品質保証体制及び海外人財育成等について、幅広い視点で様々な意見をいただいております。一例として、濫用的買収者からみて、買収候補対象会社に活用されていない資産や不採算部門があれば一番付け入りやすいので、平時より、当社が成長に向けた施策はもとより、必要に応じ適切な合理化策を行っていることを明らかにしておくことが、濫用的買収者の出現を防止するという観点で有効であると考えられること、また、当社はこれまでもコーポレートガバナンスの強化を重視してきたが、コーポレートガバナンス・コードの適用以降においても、絶えずコーポレートガバナンスで世間水準に先行すべきであること。そのためには、例えば取締役会議長には社外取締役が務めたり、社外取締役に経営者経験者を加えたりしてはどうか、という提言があり、当社では、現在、当社取締役会の多様性やかかる変更を行う場合に備えるべき事項についての検討を開始しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、政府による経済政策の効果もあり、国内景気は緩やかな回復基調の動きが見られました。一方、個人消費におきましては、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や、夏場の天候不順などにより回復に遅れが見られました。

当業界におきましては、国産豚肉・鶏肉の相場が前期に比べて上昇し、輸入食肉の相場も前期を上回って堅調に推移する状況となりました。一方、原材料、資材・燃料価格の高騰、飼料価格の高止まり、販売競争の激化等により、依然として経営環境は厳しい状況が続きました。

このような中、当社グループは、平成24年4月からの「新中期経営計画パート4」の下、テーマとして掲げた「国内事業の収益拡大と海外事業の基盤強化」に向けて、3つの経営方針「品質No.1 経営のブラッシュアップ」、「経営資源の重点配分」、「グループブランド価値の向上」に基づく事業活動を推進してまいりました。具体的施策として、国内においてはファーム事業の強化、新商品の開発と拡販などに取り組み、海外においてはブラジルや香港における営業拠点の設立、パリ食品見本市への出展などを実施するとともに、平成26年12月にはトルコの大手養鶏会社への出資を決定いたしました。またコスト競争力強化のために構造改革を継続的に進める一方、原材料価格高騰への対応として平成26年7月より、ハム・ソーセージ、加工食品の一部商品について、価格改定を行いました。平成26年8月から9月にかけてはスーパーマーケット等の店頭で「ニッポンハムグループフェア」の開催やTVCMを放映し、当社グループの認知度向上と売上拡大に努めました。なお、「グループブランド価値の向上」においては、グローバル戦略の一環としてブランドマネジメントを推進するため、平成26年4月より、グループブランド及び当社コーポレートブランドロゴの変更を実施しました。また、当社商号の英文表記につきましても、平成26年6月26日開催の当社第69回定時株主総会でご承認を頂き、同日付で「NIPPON MEAT PACKERS, INC.」から「NH Foods Ltd.」に変更いたしました。

以上の結果、当期の連結売上高は、対前期比8.1%増の1,212,802百万円となりました。営業利益は対前期比35.7%増の48,444百万円、税金等調整前当期純利益は対前期比26.2%増の44,544百万円、当社株主に帰属する当期純利益は対前期比26.6%増の31,048百万円となりました。

(注) 営業利益は日本の会計慣行に従い、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

オペレーティング・セグメント別の概況は以下のとおりであります。

加工事業本部

ハム・ソーセージ部門は、発売30周年を迎えた「シャウエッセン」においてTVCMと店頭販促にあわせて、タイアップ店舗や体験型パビリオン出展など複合的な販売プロモーションを実施し売上げを大きく伸ばしました。また、歳暮商戦では、旗艦ブランドである「美ノ国」のTVCMを投入するなど店頭販促に積極的に取り組みました。以上の結果から、全体の売上高は前期を上回りました。

加工食品部門では、新商品のチルドパウチ惣菜群が堅調に推移し、下期からはカテゴリーNo.1商品の「石窯工房」やTVCMを投入した「中華名菜」の売上げが回復してきましたが、業務用商品の競争激化もあり、売上高は前年を下回りました。

利益につきましては、7月より実施した価格改定は計画通り進捗し、コスト削減も進めてきましたが、原材料・資材・燃料高が計画を上回った影響もあり、減益となりました。

以上の結果、当期の加工事業本部の売上高は対前期比2.3%増の359,988百万円、営業利益は対前期比68.2%減の2,064百万円となりました。

食肉事業本部

国内においては、川上生産事業を強化した国産鶏肉の数量が順調に拡大しました。食肉価格が前期より上昇したこともあり、全体の売上高は大きく伸ばいたしました。また「桜姫」の産直パックの販売など、ブランド食肉の販売拡大への取組みも強化しました。その中で、国産豚肉については、豚流行性下痢（PED）の影響で市場全体が供給不足となり、販売数量は減少となりました。

輸入食肉では、「ワイアリーフ」、「大麦牛」などの豪州産牛肉や、「ドイツ豚」、イタリア産豚肉の「ドルチェポルコ」の販売に注力しましたが、平成26年10月から始まった米西海岸港湾の労使交渉の長期化の影響などによる米国産牛肉・豚肉の輸入数量の減少の影響もあり、販売数量は減少となりました。

利益につきましては、国内の生産コストに影響がある原油価格や飼料価格は為替の影響もあって高止まりする傾向が続きましたが、食肉価格の上昇や生産性の改善で国内の生産事業は前期より改善いたしました。海外においては、豪州事業は各国への販売に注力したことにより大幅な増益となりました。

以上の結果、当期の食肉事業本部の売上高は対前期比11.0%増の850,759百万円、営業利益は対前期比68.6%増の45,208百万円となりました。

関連企業本部

水産部門は、原料相場高や為替の影響から価格が上昇したことにより、外食店向けの売上げが減少しましたが、原料輸出や北海道産の水産加工品の売上げが増加したことなどにより、水産部門全体の売上げは前期並みとなりました。

乳製品部門のうち、ヨーグルト・乳酸菌飲料は、主力の「バニラヨーグルト」の販売を強化したことや、新商品の導入、CVSチャネル向けのドリンクヨーグルトのアイテム増などにより、売上げは前期を上回りました。チーズは、原料高や為替の影響による販売単価の上昇により、外食チャネル向けや食品メーカー向けなどの販売が苦戦したものの、取組みを強化している市販用チャネルが伸長し、売上げは前期を上回りました。

利益につきましては、水産部門においては主力魚種である海老やサーモン等の販売数量が前期を下回ったことにより粗利益額が減少し、前期を下回りました。乳製品部門ではヨーグルト・乳酸菌飲料は、粉乳等の原料高を販売数量の大幅伸長により補い前期を上回りましたが、チーズにつきましては、原料相場の高騰やそれに伴い需要が減少したことで前期を下回り、乳製品部門全体での利益は減益となりました。

以上の結果、当期の関連企業本部の売上高は対前期比4.7%増の155,164百万円、営業利益は対前期比71.2%減の287百万円となりました。

(2) オペレーティング・セグメント別売上高の状況

区 分	金 額	前 期 比	構 成 比 率
	百万円	%	%
加 工 事 業 本 部	359,988	102.3	29.7
食 肉 事 業 本 部	850,759	111.0	70.1
関 連 企 業 本 部	155,164	104.7	12.8
消 去 調 整 他	△153,109	105.9	△12.6
合 計	1,212,802	108.1	100.0

(ご参考) 品種別売上高の状況

区 分	金 額	前 期 比	構 成 比 率
	百万円	%	%
ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ	150,103	104.6	12.4
加 工 食 品	212,413	102.1	17.5
食 肉	691,072	111.6	57.0
水 産 物	94,396	102.8	7.8
乳 製 品	28,564	108.8	2.3
そ の 他	36,254	109.4	3.0
合 計	1,212,802	108.1	100.0

(3) 設備投資の状況

当社グループは、生産飼育から処理・加工・製造・流通・販売までのすべてを自社で一貫して行うインテグレーションシステムを構築しており、その中で設備の充実、合理化及び強化を図るため必要な設備投資を実施しております。

当期の設備投資額は総額約357億円（ソフトウェアを含む）で、その主なものは次のとおりであります。

加工事業本部では、日本ハムファクトリー株式会社、プレミアムキッチン株式会社などのハム・ソーセージ及び加工食品の生産設備の増設・更新などに約154億円の設備投資を実施しました。

食肉事業本部では、日本ホワイトファーム株式会社、インターファーム株式会社などの生産飼育設備の更新・改修などに約47億円、関東日本フード株式会社、西日本フード株式会社などの営業設備の充実に約26億円、日本フードパッカー株式会社などの処理・加工設備の更新に約39億円など合計約120億円の設備投資を実施しました。

関連企業本部では、株式会社宝幸、日本ルナ株式会社などの水産物及び乳製品の生産設備・営業設備の更新などに約68億円の設備投資を実施しました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第67期 (平成23.4.1 ～平成24.3.31)	第68期 (平成24.4.1 ～平成25.3.31)	第69期 (平成25.4.1 ～平成26.3.31)	第70期 (平成26.4.1 ～平成27.3.31)
売 上 高	百万円 1,017,784	百万円 1,022,839	百万円 1,122,097	百万円 1,212,802
税金等調整前当期純利益	百万円 26,766	百万円 28,031	百万円 35,303	百万円 44,544
当社株主に帰属する当期純利益	百万円 11,655	百万円 16,459	百万円 24,524	百万円 31,048
基本的 1 株当たり当社株 主に帰属する当期純利益	円 銭 54 79	円 銭 79 42	円 銭 122 11	円 銭 152 43
希薄化後 1 株当たり当社株 主に帰属する当期純利益	円 銭 49 40	円 銭 71 44	円 銭 110 92	円 銭 143 11
総 資 産	百万円 589,125	百万円 610,293	百万円 627,220	百万円 661,567
株 主 資 本	百万円 290,020	百万円 293,414	百万円 320,984	百万円 353,664
1 株 当 たり 株 主 資 本	円 銭 1,363 34	円 銭 1,474 60	円 銭 1,575 97	円 銭 1,736 18

- (注) 1. 当社は米国会計基準に基づき連結計算書類を作成しております。
2. 「基本的 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」は期中平均発行済株式総数、「希薄化後 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」は期中平均発行済株式総数に期中平均潜在株式総数を調整した株式総数、「1株当たり株主資本」は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

(6) 主要な事業内容（平成27年 3月31日現在）

区 分	事 業 内 容
ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ	ハム・ソーセージ（ロースハム、ボンレスハム、ベーコン、プレスハム、ウインナーソーセージ）の製造及び販売
加 工 食 品	加工食品（ハンバーグ、ミートボール、中華惣菜類、ナゲット類）の製造及び販売
食 肉	生産飼育、食肉の処理・加工及び食肉の輸入・販売
水 産 物	水産加工品の製造及び販売
乳 製 品	ヨーグルト、チーズ等の製造及び販売
そ の 他	冷蔵冷凍倉庫業、運送業

(7) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

当 社 本 店	大阪市北区梅田二丁目4番9号	
当 社 支 店	東京都品川区大崎二丁目1番1号	
研 究 所	中央研究所(茨城県)	
当 社 生 産 拠 点	諫早プラント(長崎県)	
そ の 他 国 内 生 産 拠 点	日本ホワイトファーム株式会社(青森県) インターファーム株式会社(青森県) 日本ハム食品株式会社(三重県) 日本ハムファクトリー株式会社(静岡県) 日本ハム惣菜株式会社(新潟県) 日本フードパッカー株式会社(青森県) 南日本ハム株式会社(宮崎県) 東北日本ハム株式会社(山形県) 日本ハム北海道ファクトリー株式会社(北海道)	
そ の 他 国 内 生 産 営 業 拠 点	株式会社宝幸(東京都) マリンフーズ株式会社(東京都) 日本ピュアフード株式会社(東京都) 日本ルナ株式会社(京都府)	
当 社 国 内 営 業 拠 点	東京 名古屋 大阪	
そ の 他 国 内 営 業 拠 点	日本物流グループ株式会社(神奈川県) 西日本フード株式会社(福岡県) 東日本フード株式会社(北海道) 関東日本フード株式会社(東京都) 中日本フード株式会社(大阪府) 日本ハム東販売株式会社(東京都) 日本ハム西販売株式会社(大阪府) 日本ハム北海道販売株式会社(北海道) ジャパンフード株式会社(東京都)	
海 外 生 産 拠 点	Texas Farm, LLC(アメリカ) Whyalla Beef Pty. Ltd.(オーストラリア) Oakey Beef Exports Pty. Ltd.(オーストラリア) Thomas Borthwick & Sons(Australia) Pty. Ltd.(オーストラリア) Thai Nippon Foods Co., Ltd.(タイ)	
海 外 営 業 拠 点	NH Foods Australia Pty. Ltd.(オーストラリア) Day - Lee Foods, Inc.(アメリカ)	

(注) 海外生産拠点及び海外営業拠点のうち、商号を変更した会社は以下のとおりであります。

旧商号	現在の商号	変更時期
Oakey Holdings Pty. Ltd.	Whyalla Beef Pty. Ltd.	平成26年5月
Oakey Abattoir Pty. Ltd.	Oakey Beef Exports Pty. Ltd.	平成26年5月
Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd.	NH Foods Australia Pty. Ltd.	平成26年5月

(8) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従 業 員 数		前 期 末 増 減
加 工 事 業 本 部	5,343名	284名減
食 肉 事 業 本 部	7,720名	349名増
関 連 企 業 本 部	1,772名	7名増
全 社 (共 通)	865名	24名増
合 計	15,700名	96名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 上記の従業員の数には臨時従業員（期間中平均12,545名）は含んでおりません。
3. 上記のうち、当社の従業員数（就業人員数）は1,465名であり、前期末に比べ24名増加しております。

(9) 重要な子会社の状況等（平成27年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NH Foods Australia Pty. Ltd.	10,650万豪ドル	100.0 %	食肉等の販売
株 式 会 社 宝 幸	3,040百万円	100.0	水産加工品・缶詰・乳製品の製造、販売
Day-Lee Foods, Inc.	1,732万米ドル	100.0	食肉等の販売、加工食品の製造、販売
日本ホワイトファーム株式会社	1,560百万円	100.0	畜産物の育成、処理
インターファーム株式会社	1,301百万円	100.0	畜産物の育成
マ リ ン フ ー ズ 株 式 会 社	1,133百万円	100.0	水産加工品の製造、販売
日 本 ハ ム 食 品 株 式 会 社	1,000百万円	100.0	加工食品の製造
日本ハムファクトリー株式会社	1,000百万円	100.0	ハム・ソーセージの製造
日 本 ハ ム 惣 菜 株 式 会 社	489百万円	100.0	加工食品の製造
日本物流グループ株式会社	480百万円	100.0	冷蔵冷凍倉庫業、運送業
西 日 本 フ ー ド 株 式 会 社	480百万円	100.0	食肉等の販売
日本フードパッカー株式会社	470百万円	100.0	畜産物の処理、加工、販売
東 日 本 フ ー ド 株 式 会 社	450百万円	100.0	食肉等の販売
関東日本フード株式会社	450百万円	100.0	食肉等の販売
中 日 本 フ ー ド 株 式 会 社	450百万円	100.0	食肉等の販売
日本ピュアフード株式会社	410百万円	100.0	畜産物の加工、販売
南 日 本 ハ ム 株 式 会 社	360百万円	100.0	ハム・ソーセージ、加工食品等の製造
日本ハム東販売株式会社	141百万円	100.0	ハム・ソーセージ、加工食品等の販売
日本ハム西販売株式会社	88百万円	100.0	ハム・ソーセージ、加工食品等の販売
ジャパンフード株式会社	40百万円	100.0	食肉等の輸入、販売
日 本 ル ナ 株 式 会 社	397百万円	97.1	乳酸菌飲料の製造、販売

(注) 1. 「日本物流グループ株式会社」及び「日本ピュアフード株式会社」に対する当社の議決権比率には、子会社を通じて間接所有分55.0%及び58.5%がそれぞれ含まれております。

2. 「Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd.」は、平成26年5月に商号を「NH Foods Australia Pty. Ltd.」に変更いたしました。

② 企業結合等の状況

連結子会社は合併及び解散等により3社減少したため、86社（上記の重要な21社を含む。）となりました。また、持分法適用会社は5社となっております。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,399百万円
株式会社三井住友銀行	14,572百万円
株式会社百十四銀行	9,789百万円
農林中央金庫	4,704百万円

(11) 対処すべき課題

「新中期経営計画パート5」（平成27年4月1日～平成30年3月31日）

テーマ：「変革による骨太なビジネスモデルの構築」

経営方針：●「国内事業の競争優位性の確立」

●「グローバル企業への加速」

最終事業年度目標値：連結売上高 13,000億円

営業利益 520億円

売上高営業利益率 4.0%

ROE 8.0%以上

今後も厳しい環境が続くことが予測されますが、平成27年4月からスタートいたします「新中期経営計画パート5」においては「変革による骨太なビジネスモデルの構築」をテーマとし、「国内事業の競争優位性の確立」「グローバル企業への加速」を経営方針として推進してまいります。

加工事業本部につきましては、原材料価格及び資材価格の高騰が継続する見通しであります。消費も徐々に回復の兆しを見せてきましたが、消費の二極化と価格競争激化により、引き続き厳しい環境が続くことが予測されることから、製販一体となって成長戦略と効率化戦略を推進してまいります。成長戦略では、ブランド力強化によるカテゴリーNo.1戦略の推進と、マーケティング力強化により、コンシューマ・業務用・冷凍食品など事業領域毎の戦略を強化し、圧倒的シェアと高い収益力を目指します。また、お客様に支持される品質と顧客視点に立った商品開発により、新たな価値の提案で新市場を創造してまいります。効率化戦略においては、高生産性ラインの導入など戦略的設備投資と商品群別収益構造の見える化により、コスト競争力を強化してまいります。

食肉事業本部につきましては、食肉・穀物相場の変動や世界規模での需給動向の変化が激しく、厳しい経営環境が続くことを予想しています。このような環境の下、自社グループ農場から販売会社まで一貫したインテグレーションシステムを持つ他社にない強みをより強化し、ブランド食肉の拡充で国内販売シェアをさらに拡大してまいります。また、TPP、FTAなど将来の変化も見据えた供給・販売体制の強化も進めてまいります。

関連企業本部につきましては、水産事業、乳製品事業においては、生産力・販売力を強化し、国内事業規模の拡大を図ります。製造分野においては積極的な設備投資を行い、「品質」と「効率」を向上させるとともに原料調達の強化を図り、収益力の向上と安定に取り組みます。販売面においては、自社工場製品を軸に、顧客視点のマーケティングと開発力の強化で商品の付加価値を高めてまいります。また、グループシナジーも活用し、ブランドの浸透を図ります。

課題である海外事業においては、「日本への供給拠点」から「世界各地での販売」へと発想を転換し、新拠点の拡充、海外売上高の拡大に努めてまいります。

以上のように当社グループを取り巻く環境は大変厳しく、課題も山積しておりますが、「新中期経営計画パート5」で掲げた「変革による骨太なビジネスモデルの構築」のテーマの下、経営方針、経営戦略に、グループ一丸となって取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 570,000,000株

(2) 発行済株式の総数（自己株式298,412株を含む） 204,000,000株

（注）平成26年5月30日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて24,445,350株減少しております。

(3) 株主数 10,367名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,126千株	7.92 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,827	5.81
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	7,537	3.70
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	7,354	3.61
農 林 中 央 金 庫	5,926	2.91
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,570	2.73
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,494	2.70
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,650	2.28
B N P パ リ バ 証 券 株 式 会 社	3,726	1.83
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	3,493	1.71

（注） 1. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

2. 日本興亜損害保険株式会社が、平成26年9月1日付合併により損害保険ジャパン日本興亜株式会社となっております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 89個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式89,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ③ 取締役及び監査役の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	名 称	行使期間	行使価額	個 数	保有者数
取 締 役	第1回新株予約権 (2004年新株予約権)	平成16年7月13日 ～平成36年6月30日	1株当たり1円	15個	4名
	第2回新株予約権 (2005年新株予約権)	平成17年7月12日 ～平成37年6月30日	1株当たり1円	16個	4名
	第3回新株予約権 (2006年新株予約権)	平成18年8月9日 ～平成38年6月30日	1株当たり1円	19個	4名
	第4回新株予約権 (2007年新株予約権)	平成19年7月27日 ～平成39年6月30日	1株当たり1円	28個	4名
監 査 役	第1回新株予約権 (2004年新株予約権)	平成16年7月13日 ～平成36年6月30日	1株当たり1円	3個	1名
	第2回新株予約権 (2005年新株予約権)	平成17年7月12日 ～平成37年6月30日	1株当たり1円	2個	1名
	第3回新株予約権 (2006年新株予約権)	平成18年8月9日 ～平成38年6月30日	1株当たり1円	3個	1名
	第4回新株予約権 (2007年新株予約権)	平成19年7月27日 ～平成39年6月30日	1株当たり1円	3個	1名

(注) 平成20年5月9日開催の取締役会において、「株式報酬型ストックオプション制度」を平成19年度以前のストックオプション付与分を残して廃止しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	小 林 浩	
代 表 取 締 役 社 長	竹 添 昇	
取締役（専務執行役員）	大 社 啓 二	品質保証部・お客様コミュニケーション部担当、東京支社長
取締役（専務執行役員）	内 田 幸 次	加工事業本部長、営業本部長、フードサービス事業部長
取締役（専務執行役員）	末 澤 壽 一	食肉事業本部長
取締役（常務執行役員）	畑 佳 秀	グループ経営本部長、経理財務部・IT戦略部担当
取 締 役（執行役員）	川 村 浩 二	関連企業本部長
取 締 役	片 山 登志子	片山・平泉法律事務所弁護士 適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 副理事長 一般財団法人住友生命福祉文化財団監事 独立行政法人国立循環器病研究センター監事
取 締 役	高 巖	麗澤大学経済学部教授 麗澤大学大学院経済研究科教授
常 勤 監 査 役	板 垣 博	
常 勤 監 査 役	西 尾 勝 利	
監 査 役	本 井 文 夫	弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士 中外炉工業株式会社社外監査役 公益財団法人ロームミュージックファンデーション監事 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン社外監査役 学校法人大阪歯科大学監事
監 査 役	大 塚 明	神戸居留地法律事務所弁護士 海事補佐人 日本海運集会所海事仲裁委員 神戸市教育委員 神戸学院大学法科大学院教授 神戸港埠頭株式会社社外監査役 株式会社ノーリツ補欠監査役
監 査 役	森 本 民 雄	公認会計士

- (注) 1. 取締役片山登志子氏及び高 巖氏は、社外取締役であります。
2. 監査役本井文夫氏、大塚 明氏及び森本民雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である片山登志子氏及び高 巖氏並びに社外監査役である本井文夫氏、大塚 明氏及び森本民雄氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員と指定して届け出ております。なお、本井文夫氏が所属する弁護士法人御堂筋法律事務所と当社の間には、当社グループ従業員の社外コンプライアンス相談窓口として年間180万円の取引関係がありますが、当該取引が当社グループのコンプライアンス推進目的であり、かつ取引金額が僅少であることから、同氏と同法人の関係に起因する独立性への影響はなく、社外監査役及び独立役員としての職務を適切に遂行できると考えております。また、当社は、43頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外役員全員が当社からの独立性を有していると判断しております。
4. 取締役片山登志子氏が兼職している独立行政法人国立循環器病研究センターは、平成27年4月1日付で国立研究開発法人国立循環器病研究センターに名称変更しております。
5. 監査役西尾勝利氏は、当社の経理部門において長年にわたる経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 監査役森本民雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い知見を有するものであります。

7. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

- (1) 就任
平成26年6月26日開催の第69回定時株主総会において、篠原孝彦氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
①平成26年6月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、辻本和泰氏が取締役を退任いたしました。
②取締役篠原孝彦氏は、平成26年12月25日に逝去されました。
- (3) 取締役の担当異動

氏 名	変更前	変更後	異動年月日
篠 原 孝 彦	取締役（執行役員）加工事業本部営業本部長	取締役（執行役員）加工事業本部営業本部長、フードサービス事業部長	平成26年12月12日
内 田 幸 次	取締役（専務執行役員）加工事業本部長	取締役（専務執行役員）加工事業本部長、営業本部長、フードサービス事業部長	平成26年12月26日

(ご参考)

平成27年4月1日現在の経営体制は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長 （ 社 長 執 行 役 員 ）	末 澤 壽 一	
代 表 取 締 役 副 社 長 （ 副 社 長 執 行 役 員 ）	畑 佳 秀	コーポレート本部長
代表取締役（専務執行役員）	川 村 浩 二	加工事業本部長
取 締 役（専 務 執 行 役 員）	大 社 啓 二	品質保証部・お客様サービス部担当、東京支社長
取 締 役	小 林 浩	
取 締 役	竹 添 昇	
取 締 役	内 田 幸 次	
取 締 役	片 山 登志子	片山・平泉法律事務所弁護士 適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 副理事長 一般財団法人住友生命福祉文化財団監事 国立研究開発法人国立循環器病研究センター監事
取 締 役	高 巖	麗澤大学経済学部教授 麗澤大学大学院経済研究科教授
常 勤 監 査 役	板 垣 博	
常 勤 監 査 役	西 尾 勝 利	
監 査 役	本 井 文 夫	弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士 中外炉工業株式会社社外監査役 公益財団法人ロームミュージックファンデーション監事 株式会社エスフロー・エージェント・ジャパン社外監査役 学校法人大阪歯科大学監事
監 査 役	大 塚 明	神戸居留地法律事務所弁護士 海事補佐人 日本海運集会所海事仲裁委員 神戸市教育委員 神戸港埠頭株式会社社外監査役 株式会社ノーリツ補欠監査役
監 査 役	森 本 民 雄	公認会計士

(取締役を兼任していない執行役員)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
専 務 執 行 役 員	井 上 勝 美	食肉事業本部長
常 務 執 行 役 員	緒 方 俊 一	品質保証部長、お客様サービス部長
常 務 執 行 役 員	宮 階 定 憲	コーポレート本部 総務部・人事部・法務部・エンジニアリング部担当
執 行 役 員	大 社 隆 仁	監査部担当
執 行 役 員	篠 原 三 典	関連企業本部長
執 行 役 員	板 東 冠 治	食肉事業本部 海外食肉事業部長
執 行 役 員	木 藤 哲 大	加工事業本部 営業本部長
執 行 役 員	三 国 和 浩	加工事業本部 デリ商品事業部長、商品企画室長
執 行 役 員	高 松 肇	コーポレート本部 経営企画部長、CSR推進部・IT戦略部担当、中央研究所担当
執 行 役 員	大 山 浩 一	加工事業本部 管理統括部長
執 行 役 員	矢 野 博 之	食肉事業本部 国内食肉生産事業部長
執 行 役 員	大 社 修 司	加工事業本部 ハム・ソーセージ事業部長
執 行 役 員	小 川 貞 一	食肉事業本部 フード・物流事業部長
執 行 役 員	前 田 文 男	食肉事業本部 国内食肉事業部長
執 行 役 員	片 岡 雅 史	コーポレート本部 経理財務部長
執 行 役 員	藤 井 秀 樹	コーポレート本部 海外戦略部長
執 行 役 員	前 田 啓 次	加工事業本部 営業本部 量販事業部長
執 行 役 員	中 島 茂	コーポレート本部 広報IR部長、コーポレート・コミュニケーション推進室担当
執 行 役 員	小 田 信 夫	食肉事業本部 管理統括部長、事業企画室長、食肉審査室長
執 行 役 員	伊 藤 忠 明	食肉事業本部 輸入食肉事業部長
執 行 役 員	井 川 伸 久	加工事業本部 営業本部 フードサービス事業部長
執 行 役 員	平 井 邦 治	コンプライアンス部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

【当社の役員報酬に関する基本的な考え方】

優秀な人材を経営者として登用・確保し、役員の職務遂行が企業価値の最大化につながることを目的に、「透明性」、「公正性」及び「合理性」の高い報酬体系としております。

役員報酬における「透明性」、「公正性」及び「合理性」を担保するため、役員報酬の制度構築・運用・水準等については、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の検討・合議を経て取締役会において決定することとしております。

【取締役報酬の概要】

1. 取締役の報酬は、役位別に定めた標準額に株式取得型報酬を加えた額としております。なお、退職慰労金は支給しておりません。

(1) 標準額は基本報酬と評価報酬で構成されております。標準額のうち、80%を基本報酬、20%を評価報酬としております。評価報酬は、年度業績及び個別に設定する目標の達成度合いに応じて0～40%の割合で展開しております。

- (2) 中長期的な業績反映を意図した株式取得型報酬は、毎月一定の報酬額としております。取締役はその一定額で当社株式を取得（役員持株会経由）します。この株式は在任期間及び退任後１年間は譲渡できないものとしております。
2. 社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給していません。

【監査役報酬の概要】

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給していません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

	標準額		株式取得型報酬	合 計
	基本報酬	評価報酬		
取締役11名	227百万円	61百万円	54百万円	343百万円
(うち社外取締役 2 名)	(17百万円)			(17百万円)
監査役 5 名	73百万円			73百万円
(うち社外監査役 3 名)	(25百万円)			(25百万円)
合計	300百万円	61百万円	54百万円	416 (42) 百万円

- (注) 1. 報酬等の総額には、平成26年6月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び同年12月25日に退任した取締役1名に対する報酬を含んでおります。
2. 取締役及び監査役に対する報酬限度額は、株主総会における決議により、取締役月額42百万円(平成8年6月27日定時株主総会決議)、監査役月額8百万円(平成10年6月26日定時株主総会決議)となっております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	取締役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	監査役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	発言状況
取締役	片 山 登志子	19回/19回	—	弁護士としての専門的見地、とりわけ消費者問題に関する豊富な経験・知見をもとに、コンプライアンス経営、消費者を意識した品質No.1 経営の推進に向けた発言を適宜行っております。 また、報酬検討委員会の委員長、役員指名検討委員会の委員及びコンプライアンス委員会の委員を務めました。
	高 巖	19回/19回	—	企業倫理やCSRに関する研究を専門とする大学教授としての専門的見地及び国際経済に関する幅広い見識をもとに、健全かつ効率的な経営の推進に向けて、経営全般に対する発言を適宜行っております。 また、役員指名検討委員会の委員長、報酬検討委員会の委員及び企業価値評価委員会の委員を務めました。
監査役	本 井 文 夫	19回/19回	15回/15回	弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。
	大 塚 明	19回/19回	15回/15回	弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。
	森 本 民 雄	19回/19回	15回/15回	公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、財務会計分野はもとより、経営全般に対する発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である片山登志子氏及び高 巖氏並びに社外監査役である本井文夫氏、大塚 明氏及び森本民雄氏の各氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該契約内容の概要は次のとおりであります。

- (a) 社外取締役又は社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

(b) 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は当該社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」制定について

当社は、当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性に関する基準を明確にすることを目的として、取締役会の諮問機関である役員指名検討委員会の検討結果を踏まえ、平成25年5月13日開催の取締役会の決議により「社外役員の独立性に関する基準」を制定いたしました。その内容は次のとおりであります。

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下「日本ハムグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他重要な使用人^(注1)（以下「取締役等」という。）となったことがないこと。
2. 日本ハムグループの取締役等の三親等以内の親族でないこと。
3. 当社の大株主^(注2) 又はその取締役等、もしくは日本ハムグループが大株主となっている者の取締役等でないこと。
4. 日本ハムグループの主要な取引先企業^(注3) の取締役等でないこと。
5. 日本ハムグループから当事業年度において1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
6. 日本ハムグループから取締役・監査役報酬以外に、当事業年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
7. 本人が取締役等として所属する企業と日本ハムグループとの間で、「社外役員の相互就任関係」^(注4) にないこと。

注1. 「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。

注2. 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

注3. 「主要な取引先企業」とは、日本ハムグループとの取引において、支払額又は受取額が、日本ハムグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。

注4. 「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの取締役等が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	195百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	300百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、NH Foods Australia Pty.Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、日本ハムグループ行動基準において「行動基準の基本的考え方」を設け、その中に次を定めている。企業の役員及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき、法令及び日本ハムグループ行動基準等の遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。
 - (b) 当社の役員は、この実践のための企業理念、経営理念、行動規範に従い、日本ハムグループにおける企業倫理の遵守及び浸透を率先して行う。
 - (c) コンプライアンスの責任者としてコンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス部を所管せしめる。これにより日本ハムグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役は、その職務に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要

な情報を、文書取扱に関する定めに基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保管しかつ管理する。

イ. 株主総会議事録と関連資料

ロ. 取締役会議事録と関連資料

ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料

ニ. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類

ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(b) 代表取締役社長は、上記 (a) における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となる。代表取締役社長は、会社法所要の議事録の作成に係る職務を行う。

(c) 上記 (a) に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 経営判断の妥当性を確保するために、投融資会議・ガバナンス会議・経営戦略会議にて検討・審議を行う。

(b) リスク管理に関する定めを制定し、日本ハムグループのリスクを総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する部署としてリスク管理を統括する部署を設置する。

(c) リスク管理を統括する部署は、コンプライアンス部及び関係部署と連携し、リスク管理に関する定めに基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

(d) 日本ハムグループにおけるリスクを除去し、コンプライアンス経営に寄与することを目的にリスクマネジメント委員会を設置・開催して、リスク情報の共有や調査、対応確認を行う。

(e) 監査部は、コンプライアンス部及び関係部署と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(f) コンプライアンス委員会を開催し、定期的にコンプライアンスの浸透状況や具体的な課題等を取締役会に報告、提案を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、原則として取締役のうち複数名は社外取締役とする。

(b) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

(c) 代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規則に定める機関又は手続により必要な決定を行う。職務権限規則については、法令の改廃・業務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、経営理念、行動規範の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に、日本ハムグループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
 - (b) 日本ハムグループの役員及び使用人は、日本ハムグループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合、日本ハムグループ行動基準に従って当社コンプライアンス部に報告するものとする。コンプライアンス担当役員は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、当該日本ハムグループ会社の社長と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定する。
 - (c) 日本ハムグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、コンプライアンスの社内相談窓口及び社外相談窓口を設置・運営する。
 - (d) 重要な情報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に日本ハムグループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。
 - (e) 代表取締役社長は、監査部を直轄する。監査部は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。その他、品質に関する監査は品質保証部が、また環境に関する監査は社会・環境室がそれぞれ行う。
- ⑥ 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 日本ハムグループ行動基準を役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (b) 上記 (a) の徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び使用人に対する教育等を行う。
 - (c) 日本ハムグループの代表取締役及び業務執行取締役・執行役員は、各部門の業務執行の適正を確保するため、主要業務管理規程を整備するなど、内部統制の確立に努める。
 - (d) 監査部は、日本ハムグループ各社の業務を所管する事業部と連携して、日本ハムグループ各社に対する内部監査を実施する。
 - (e) コンプライアンス窓口を設け、日本ハムグループ内の全使用人が社内相談窓口及び社外相談窓口 に直接相談できる制度を設ける。
 - (f) 日本ハムグループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。日本ハムグループ行動基準及び行動基準ハンドブックに反社会的勢力に対する対応を定めて日本ハムグループで徹底するとともに、当社総務部において不当要求の情報収集や管理を行い、反社会的勢力に対するリスクの軽減を図る。
 - (g) 日本ハムグループは、財務報告の信頼性を確保するよう体制を構築し、関係する諸規程

を整備するとともに、担当部門及び監査部門がその運用状況について定期的に評価を行って問題点を発見し、改善する仕組みを構築する。また、会計基準や関連法規を遵守するための教育や啓蒙を行い、財務報告に係る内部統制の充実を図る。

- ⑦ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置く。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分は監査役会の意見を尊重する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、取締役会に出席し、また監査役会の代表者は経営戦略会議及び執行役員会議に出席する。
 - (b) 取締役は、監査役会と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定める規定を制定し、この規定に基づき、次に定める事項を報告する。
 - イ. 経営戦略会議で決議された事項
 - ロ. 日本ハムグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反
 - ヘ. 日本ハムグループ行動基準に反する事項
 - ト. コンプライアンス窓口の通報状況及び内容
 - (c) 使用人は、(b) の二、ホ及びヘに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 原則として、監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
 - (b) 監査役会による業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
 - (c) 監査役は、監査部の職員に監査業務に必要な事項を担当させることができる。監査部は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由に活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得す

る買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠すべきであると考えております。

一方、当社は、顧客の皆様や得意先様に対し安全で安心な商品を安定的に供給し豊かな食生活の実現を通して社会に貢献していきたいと考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従って、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値向上のため、以下の取組みを実施しております。

「当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組み」

当社は、中長期的視点による継続的な投資、長年培ってきた経験やノウハウの承継、様々なステークホルダーとの信頼関係等を基盤として、食肉事業を中心とする「食」の事業領域で、その生産から販売までの一貫体制（インテグレーション）と、そのインテグレーションを基盤とした食糧の安定供給力及び国内外で確立した品質保証体制という当社の企業価値の源泉を形成してまいりました。

当社は、それらの企業価値の源泉を基軸に、前記「1. 企業集団の現況に関する事項（11）対処すべき課題」に記載の諸施策を遂行することにより、さらなる企業価値の向上につなげてまいります。

「コーポレートガバナンス強化による企業価値向上の取組み」

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるためには、コンプライアンス経営の徹底とコーポレートガバナンスのさらなる強化が不可欠との認識にたち、原則複数名の社外役員の選任、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会及び役員指名検討委員会の設置、監査役監査以外に機能別を実施するモニタリングの充実、社外役員を含めた全役員に重要情報（業務上の損害や事故、トラブルなどの非日常な事象に関する情報）を迅速に配信して共有する体制の整備などにより、業務執行の適正性を確保しています。また、当社グループとしての方針や施策の各種委員会での検討など、迅速かつ適正な意思決定の確保、業務の適正性の確保に努め、さらなる充実を図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年5月12日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続導入を決議し、平成26年

6月26日開催の第69回定時株主総会においてご承認いただき継続導入しております。

本プランは、当社取締役会が、大規模買付者（下記に定義します。）より事前に大規模買付提案（下記に定義します。）に関する情報の提供を受けた上で、大規模買付者との交渉及び大規模買付提案の検討を行う期間を確保し、大規模買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものか否かの判定を行うことを第一の目的としております。これに対し、大規模買付者が事前の情報提供や予告なく大規模買付行為（下記に定義します。）を開始する場合や、大規模買付行為により当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されると認められるような場合には、対抗措置として一部取得条項付新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととするものです。

本プランの概要は以下のとおりです。

(a) 本プランの対象となる大規模買付者

当社議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株式の買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）が対象となります。

(b) 必要情報提供手続

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に係る買付提案（以下、「大規模買付提案」といいます。）に係る情報（以下、「本必要情報」といいます。）の提供を求め、大規模買付者は、原則60日以内（最長30日延長できるものとします。）に本必要情報を提供するものとします。なお、大規模買付者から提出された本必要情報が十分かどうか、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当かどうか、及び、必要情報提供期間を延長するかどうかについては、当社取締役会が企業価値評価委員会の助言及び勧告を受けながら決定いたします。また、当社取締役会が本必要情報の追加の要請をした場合には、大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が要求する本必要情報が全て揃わなくても、本必要情報の提供を完了したと判断し、当社取締役会による検討を開始する場合があります。

(c) 取締役会による検討手続

当社取締役会は、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする場合）又は最長90日間（その他の方法による買付提案の場合）（以下、総称して「取締役会検討期間」といいます。）で大規模買付者及び大規模買付提案の検討を行い、当社取締役会としての意見の公表、大規模買付者との交渉及び代替案の提示を行うものとします。

(d) 企業価値評価委員会による勧告の尊重

独立社外者から構成される企業価値評価委員会は、当社取締役会に対し勧告を行い、当社取締役会はその判断の際には当該勧告を最大限尊重します。

(e) 大規模買付者による大規模買付行為の制限期間

大規模買付者は、取締役会検討期間終了まで、また、企業価値評価委員会から対抗措置の発動・不発動に関して当社株主の皆様の意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合に

は、当該意思確認の手続が完了する時まで、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

(f) 対抗措置の発動及び不発動

当社取締役会は、企業価値評価委員会において対抗措置発動要件に該当する事情が存在する旨の勧告が行われた場合には、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを決議します。但し、企業価値評価委員会において対抗措置発動に関して株主の皆様の意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会において株主の皆様の意思を確認するものとし、対抗措置の発動に賛同する決議が得られた場合に本新株予約権の無償割当てを決議します。

一方、企業価値評価委員会において対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在する旨の勧告が行われない場合及び株主の皆様の意思を確認する株主総会において対抗措置の発動に賛同する旨の決議が得られなかった場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

なお、本新株予約権には、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者に対する権利行使の制限、及び対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者以外の株主の皆様から本新株予約権と引き換えに当社株式を交付することがあるという取得条項が付されています。

(g) 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成27年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

④ 本プランに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、下記の理由により、本プランが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断します。

(a) 本プランは、経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や経済産業省に設置された企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に沿った内容であること。

(b) 本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、株主共同の利益の確保・向上を図るという目的をもって導入されたものであること。

(c) 本プランに対する株主意思を尊重するため、i) その有効期限を翌定時株主総会の終結の時までと設定し、今後も、当社株主総会において、本プランの継続又は修正に関して株主の皆様の意思確認を行うとしていること、及びii) 対抗措置を発動するか否かの判断について、企業価値評価委員会の勧告があった場合、株主総会において株主の皆様の意思確認を行うとしていること。

(d) 本プランにおいては、当社に対する大規模買付行為が行われた場合、独立社外者で構成

される企業価値評価委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動を判断することとしており、さらに、企業価値評価委員会は当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をする仕組みにしていること。

- (e) 本プランは、合理的かつ詳細な対抗措置発動の客観的要件の充足が企業価値評価委員会において判断されない限り発動されないように設定されており、かつ、同様に対抗措置不発動要件も設定されているため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みが確保されていること。
- (f) 本プランは、1年の任期である取締役から構成される当社取締役会の決定により廃止することが可能となっており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）などの経営陣による買収防衛策の廃止を不能又は困難とする性格を有するライツプランとは全く性質が異なること。
- (g) 企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家の助言を受けることができ、これにより企業価値評価委員会による判断の公正さ及び客観性がより強く担保されていること。

(3) 剰余金の配当等に関する事項

① 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関する方針は、長期的発展の礎となる企業体質強化のための内部留保の充実と安定配当を基本として、業績に対応した配当を実施してまいりたいと考えております。

内部留保金は、将来にわたっての競争力を維持成長させるための投資資金として有効に活用してまいります。

配当については、連結業績に応じた利益配分を基本に連結配当性向30%を目安として、安定的かつ継続的な配当成長を目指してまいります。当分の間は配当金の下限を1株当たり16円とする予定です。

自己株式の取得については、成長への投資や財務体質を勘案しつつ、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として機動的に実施してまいります。

② 剰余金の配当の状況

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき、連結財務状況や通期の連結業績等を総合的に勘案したうえで、1株当たり46円とさせていただきました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を、比率その他の数字は表示の数値未満を四捨五入して表示しております。
ただし、株式数については表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負債及び資本の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	57,404	短期借入金	43,579
定期預金	11,514	一年以内に期限の到来する長期債務	9,058
有価証券	190	支払手形及び買掛金	94,212
受取手形及び売掛金	127,273	未払法人税等	7,729
貸倒引当金	△ 289	繰延税金	1,187
棚卸資産	143,107	未払費用	22,193
繰延税金	6,295	その他の流動負債	25,669
その他の流動資産	10,960	流動負債合計	203,627
流動資産合計	356,454	退職金及び年金債務	12,075
有形固定資産(減価償却累計額控除後)	252,537	長期債務(一年以内期限到来分を除く)	84,169
無形固定資産(償却累計額控除後)	4,339	長期繰延税金	2,467
投資及びその他の資産		その他の固定負債	2,805
関連会社に対する投資	3,213	負債合計	305,143
その他の投資有価証券	23,355	当 社 株 主 資 本	
その他の資産	14,602	資 本	24,166
投資及びその他の資産合計	41,170	資 本 剰 余 金	51,038
長期繰延税金	7,067	利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	7,905
		その他の利益剰余金	262,887
		その他の包括利益累計額	8,126
		自 己 株 式	△ 458
		当 社 株 主 資 本 合 計	353,664
		非 支 配 持 分	2,760
		資 本 合 計	356,424
資 産 合 計	661,567	負 債 及 び 資 本 合 計	661,567

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	1,212,802
売 上 原 価	993,023
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	171,335
その他の営業費用及び(△収益)－純額	4,231
支 払 利 息	1,347
その他の収益及び(△費用)－純額	1,678
税金等調整前当期純利益	44,544
法 人 税 等	
当 期 税 金	12,959
繰 延 税 金	554
法 人 税 等 合 計	13,513
持分法による投資利益前当期純利益	31,031
持分法による投資利益(法人税等控除後)	133
当 期 純 利 益	31,164
非支配持分に帰属する当期純利益	△ 116
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	31,048

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結資本勘定計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

区 分	資本金	資 本 利 益 剰 余 金 準 備 金	その他の 剰 余 金	その他の 利益 剰 余 金	その他の 包括利益 (△損失) 累 計 額	自己株式	当社株主 資本合計	非 支 配 持 分	資本合計
平成26年4月1日現在	24,166	55,655	7,748	271,902	△1,064	△37,423	320,984	2,991	323,975
当 期 純 利 益				31,048			31,048	116	31,164
その他の包括利益					9,190		9,190	68	9,258
現 金 配 当				△7,536			△7,536	△83	△7,619
利益準備金振替額			157	△157			—	—	—
自己株式の取得						△21	△21	—	△21
自己株式の処分		△57				56	△1	—	△1
自己株式の消却		△4,560		△32,370		36,930	—	—	—
子会社株式の売却							—	△332	△332
平成27年3月31日現在	24,166	51,038	7,905	262,887	8,126	△458	353,664	2,760	356,424

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	286,602	流 動 負 債	184,434
現 金 及 び 預 金	23,055	支 払 手 形	510
受 取 手 形	93	買 掛 金	94,439
売 掛 金	92,802	短 期 借 入 金	18,086
有 価 証 券	8,190	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	6,125
商 品 及 び 製 品	31,938	リ ー ス 債 務	43
仕 掛 品	122	未 払 金	4,023
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	12,145	未 払 費 用	9,534
繰 延 税 金 資 産	1,130	未 払 法 人 税 等	4,746
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	102,065	預 り 金	1,393
未 収 入 金	13,192	関 係 会 社 預 り 金	45,494
そ の 他 金	1,880	そ の 他	41
貸 倒 引 当 金	△10	固 定 負 債	76,857
固 定 資 産	166,059	社 債	30,000
有 形 固 定 資 産	32,655	株 主 予 約 権 付 社 債	30,116
建 構 物	9,159	長 期 借 入 金	16,000
機 械 及 び 装 置	1,397	リ ー ス 債 務	62
車 輜 運 搬 具	2,496	長 期 未 払 金	63
工 具 器 具 及 び 備 品	14	退 職 給 付 引 当 金	287
土 地	743	そ の 他	329
リ ー ス 資 産	18,718	負 債 合 計	261,291
建 設 仮 勘 定	104	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	24	株 主 資 本	186,142
ソ フ ト ウ エ ア	1,838	資 本 金	24,166
そ の 他	1,671	資 本 剰 余 金	43,084
投 資 そ の 他 の 資 産	167	資 本 準 備 金	43,084
投 資 有 価 証 券	131,566	利 益 剰 余 金	119,350
関 係 会 社 株 式	18,152	利 益 準 備 金	6,041
長 期 貸 付 金	28,465	そ の 他 利 益 剰 余 金	113,309
長 期 前 払 費 用	79,332	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	715
前 払 金 費 用	74	別 途 積 立 金	95,000
繰 延 税 金 資 産	3,687	繰 越 利 益 剰 余 金	17,594
そ の 他 金	774	自 己 株 式	△458
貸 倒 引 当 金	3,180	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,104
	△2,098	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,104
		新 株 予 約 権	124
資 産 合 計	452,661	純 資 産 合 計	191,370
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	452,661

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		784,405
売 上 原 価		709,564
売 上 総 利 益		74,841
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		68,156
営 業 利 益		6,685
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,453	
そ の 他	1,440	10,893
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,131	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	71	
そ の 他	878	2,080
経 常 利 益		15,498
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	721	
そ の 他	551	1,272
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	273	
固 定 資 産 廃 棄 損	204	
減 損 損 失	1,348	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	250	
そ の 他	2	2,077
税 引 前 当 期 純 利 益		14,693
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,886	
法 人 税 等 調 整 額	△314	3,572
当 期 純 利 益		11,121

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成26年4月1日残高	24,166	43,084	4,560	47,644	6,041	673	115,000	26,636	148,350	△37,423	182,737
会計方針の変更による累積的影響額								△198	△198		△198
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,166	43,084	4,560	47,644	6,041	673	115,000	26,438	148,152	△37,423	182,539
事業年度中の変動額											
実効税率変更に伴う積立金の増加						42		△42	—		—
別途積立金の取崩							△20,000	20,000	—		—
剰 余 金 の 配 当								△7,536	△7,536		△7,536
当 期 純 利 益								11,121	11,121		11,121
自 己 株 式 の 取 得										△21	△21
自 己 株 式 の 処 分								△17	△17	56	39
自 己 株 式 の 消 却			△4,560	△4,560				△32,370	△32,370	36,930	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	△4,560	△4,560	—	42	△20,000	△8,844	△28,802	36,965	3,603
平成27年3月31日残高	24,166	43,084	—	43,084	6,041	715	95,000	17,594	119,350	△458	186,142

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計		
平成26年4月1日残高	3,123	3,123	164	186,024
会計方針の変更による累積的影響額				△198
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,123	3,123	164	185,826
事業年度中の変動額				
実効税率変更に伴う積立金の増加				—
別途積立金の取崩				—
剰 余 金 の 配 当				△7,536
当 期 純 利 益				11,121
自 己 株 式 の 取 得				△21
自 己 株 式 の 処 分			△40	△1
自 己 株 式 の 消 却				—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	1,981	1,981	—	1,981
事業年度中の変動額合計	1,981	1,981	△40	5,544
平成27年3月31日残高	5,104	5,104	124	191,370

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

日本ハム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 東 誠一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関口 浩一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 賢重 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ハム株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成26年4月1日より、従来は現金及び現金同等物の範囲を現金及び要求払預金としていたものを変更し、当初の満期日までの期間が3ヵ月以内の定期預金や有価証券についても、現金及び現金同等物の範囲に含めている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

日本ハム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 東 誠一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関口 浩一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 賢重 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ハム株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
四 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」の内容については指摘すべき事項は認められません。また、その基本方針に基づく取組みの具体的内容は、当該基本方針に沿ったものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月9日

日本ハム株式会社 監査役会

常勤監査役	板垣	博	㊟
常勤監査役	西尾	勝利	㊟
監査役	本井	文夫	㊟
監査役	大塚	明	㊟
監査役	森本	民雄	㊟

(注) 監査役 本井文夫、監査役 大塚 明及び監査役 森本民雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

MEMO

